

インフルエンザ予防接種は、発症の予防や発症後の重症化を予防する効果があり、接種後2週から5カ月程度効果が持続すると言われています。接種を希望する人は、ワクチンの効果と副反応のリスクを確認して体調が良いときに、接種をしましょう。

▼実施期間
10月1日(火)～12月末まで

※接種開始日、年末の休診日などは、医療機関によって異なります

▼対象者
生後6カ月以上(接種時点)で、本市に住民票がある人

▼接種回数
接種時点で13歳未満の人は2回、13歳以上の人は1回

▼委託医療機関
下記の市内委託医療機関以外に、菊池市、菊陽町、大津町にも委託医療機関があります。年齢制限や予約が必要な医療機関があります。詳しくは市ホームページまたは市ホームページまたは市ホームページをご覧ください。

委託医療機関以外で接種する場合、65歳以上の人は、事前に手続きが必要で、健康ほけん課・西合志

▼接種料金(税込み)

年齢(接種時点)	接種費用	市助成額	自己負担額※1
生後6カ月～65歳未満	4,321円	2,421円	1,900円
65歳以上(定期接種)※2		2,921円	1,400円

※1 生活保護受給者は全額助成します。事前の手続きが必要で詳しくは福祉課社会福祉班(☎096-248-1144)までご連絡ください

※2 60歳以上65歳未満(接種時点)で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当の人)は、定期接種となるため自己負担額は65歳以上の額になります

総合窓口(御代志市民センター)・須屋支所・泉ヶ丘支所で手続きが可能です。65歳未満の人は、全額自己負担になります。

▼医療機関に持っていくもの
健康保険証、運転免許証などの住所が確認できるもの
母子健康手帳(13歳未満の人は、必ずお持ちください)


▼市内委託医療機関

地区	医療機関	☎	地区	医療機関	☎
合生	庄嶋医院	096-242-3388	幾久富	温耳鼻咽喉科医院	096-248-6188
	穂っぶ こども在宅&心身クリニック	096-247-6528		ちとせ循環器内科	096-273-7227
須屋	柴田整形外科	096-346-5500		ひかりヶ丘眼科・内科医院	096-348-6305
	ナカシマセブンクリニック	096-288-0777		平瀬内科医院	096-248-5227
	まつもこどもクリニック	096-338-8960		みやの小児科	096-248-5800
野々島	いげざわこどもクリニック	096-242-6633		むさし眼科クリニック	096-248-6390
御代志	かたやま内科・漢方クリニック	096-273-6960	山岡胃腸科内科	096-248-9001	
	合志第一病院	096-242-2745	竹迫	大森医院	096-248-0003
	平山内科クリニック	096-273-6104		くまもと免疫統合医療クリニック	096-277-1205
	森本整形外科医院	096-242-2231		合志渡邊内科クリニック	096-285-9720
栄	和み内科診療所	096-248-7534	豊岡	岩本整形外科	096-223-8899
	宮川内科医院	096-248-2155		三隅内科医院	096-248-6161
幾久富	池田クリニック	096-248-8600		Leeこどもクリニック	096-215-5980
	緒方整形外科医院	096-248-8181		みずの内科・血圧心臓クリニック	096-248-3355

予防接種で『かからない』『ついでに』

インフルエンザ予防接種

●問い合わせ先 健康ほけん課 健康づくり班 ☎096(248)1275



申請はお済みですか 『定額減税補足給付金(調整給付金)』

●問い合わせ先 定額減税補足給付金コールセンター ☎096-247-8080

対象者
令和6年6月3日(基準日)時点で、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額*または令和6年度個人住民税所得割額を上回る(減税しきれない)と見込まれる人。(納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外)

調整給付金の対象となる人は7月～8月にお知らせと確認書を送付していますが、9月10日現在で未申請の人には、再度お知らせと確認書を送付しています。

※令和6年分推計所得税額とは
令和6年分所得税は確定していないため、令和5年分所得税を推計として算出した額です

申請方法
●郵送申請
市から届いた定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書に必要事項を記載して、返送してください。必要に応じて、添付書類が必要になります。

●オンライン申請
確認書に記載の口座および本人口座に振り込み希望の人のみオンライン申請が可能です。確認書に同封しているチラシに表示してある二次元コードから手続きをお願いします。

申請期限 10月31日(木) ※当日消印有効。オンラインは申請期限日の入力まで有効

申請はお済みですか 『新たな非課税世帯等給付金』

●問い合わせ先 新たな非課税世帯等給付金専用 ☎096-248-1200 ※10月31日まで期間限定で開設

物価高騰に対する支援のため、下記の①②③の世帯の皆さんへ支給要件確認書または申請書を送付しています。まだ申請がお済みでない世帯の人は、申請期限までに提出してください。

なお、下記に該当する世帯でも令和5年度に7万円または10万円を受給した世帯や住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外となります。書類は送付していません。

対象者
①非課税世帯
基準日(令和6年6月3日)時点で、本市に住民票があり、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税の世帯

②均等割のみ課税世帯
基準日(令和6年6月3日)時点で、本市に住民票があり、世帯全員の令和6年度の住民税所得割が課税されていない、かつ、世帯員の1人以上が住民税均等割のみ課税されている世帯

③こども加算
上記①②の世帯のうち、平成18年4月2日以降生まれで、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を扶養している世帯

申請期限 10月31日(木) ※当日消印有効。オンラインはこの日の入力まで有効

その他 ①②のほか、予期せず家計が急変した世帯に対する給付金も10月31日までが申請期限です。詳しくは広報こうし7月号に掲載しています。不明な点はお問い合わせください。

給付金を装った詐欺にご注意ください

・市からATMなどの操作をお願いすることは絶対にありません。
・市が給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。
不審な訪問、電話、メールなどがあった場合は、最寄りの警察署へご連絡ください。

